

信濃出版会社と脩道館

——予約出版の蜜月と落日——

鈴木俊幸

はじめに —— 「志」と出版、「志」の出版 ——

出版事業は、その様式や規模によって多寡はあるものの、おしなべて多大の資本を要するものであった。

投下した資本を上回る利益がその先に予想しうる場合、そこに商業的な出版事業が成立する。江戸時代は、それが可能となった時代であり、商業的出版の隆盛はこの時代の文化の一特色に数えられている。

ただし、商品としてのものがこの時代の出版物すべてではない。流通に供して利益を得ることを目的としない出版物の割合は、むしろかなり高い。

たとえば、連や社友をかたらつて制作費用を拠出し合い、仲間内に配布する俳書や狂歌本など、制作を請け負う業者に利益はあるにしても、また販売に供されることがあつたとしても、それ自体必ずしも商品として制作されたものではない。

医書なども、多くが著編者の入銀、蔵版物で、贈呈先の医者仲間の寸志によっていくらかは制作費用が回収されることはあろうが、儲けようという目論見はそもそも無いのが普通である。儒学や和学に関する著書もほぼ事情を同じくする。彼らを出版に向かわせるものは「志」であり、その先に見越している利は社会的なそれであった。名利といえども、社会的利がまず備わっていてこそそのものである。

藩主や藩、また藩校による出版物も同様である。直接の動機は、対世間、幕府向けのものであったにしても、ある種の「志」的なものが出版の意義としてうたわれるのは必然であった。

商業的な出版物にしても、それは本屋の糊口に資することは前提であるが、それが社会的に何らかの意義を有することは大前提の社会であったはずである。そもそも多大の資金を要する不特定多数へのテキスト流布という社会的行為は、金銭的な利を超える理屈がないと居心地の悪いものであった。

明治と時代が変わっても、このあたりの機微が変わるところはなかったであろう。世を開明に導くという理屈は、この時代、非常に共感を得やすいものであったし、それを出版という方法で実現しようという発想はごく自然であったろう。実際、新時代の社会的要請、処世の倫理を説く啓蒙書も数多く出版されるが、それらのかかなりの割合を篤志の個人蔵版物が占めていた。

明治新政府が打ち出した教育政策は、目に見えてわかりやすい開化の象徴の一つであった。学校という施設、同一カリキュラム・同一教材による一斉授業というこの教育は、教科書・掛図の特需をもたらし、出版・流通の業界は特段の活気を帯びることになる。府県の意を受けた書肆たちが教材の調達と制作、また地域すみずみにまで流通させることに奔走したのも、必ずしも営利のみで説明しきれることではない。学校建設や運営に地域の名望家たちが積極的に関与したのと同様、「社会的な利」に資するという意識が少なくなかったものと思われる⁽¹⁾。

教科用図書の制作や流通は、地域における書籍業者の定着を促し、書籍流通の回路は細かく行き渡ることになる。書籍による知の獲得がぐっと身近なものとなった。

また、新聞も開化の度合いを測る一指標と目された。各府県も、新聞の流通と地元での発行、府県下における普及

に力を入れた。いずれも営利的な事業としてはなかなか成り立つものではなかったが、各地で多数の新聞発行の試みがなされた。そしてそれは、府県の布達類とともに、活版印刷機の地域への導入に大きな役割を果たす。

世を、また地域を開明に導く方法として、書籍の出版が、身近に、また明確に意識されるようになった。書籍の普及は正義であり、開明に資するという社会的利が出版の動機として共有される。共同出資などによって、資本投下の余地が可能性として切り開かれた時、明治的な「志」による出版がここに行われる。

明治十年代半ば、信州北安曇郡池田町村において、信濃出版会社という出版結社が設立され、比較的規模の大きな出版事業が五年間ほど継続する。事業の主旨は、廉価での良書の普及という、この時代もつとも耳通りのよい「志」であり、その意味では特異な事業ではない。しかし、この地域に、地域の外への流通も視野に入れた大部の書籍の出版事業が成立し、ある程度存続していったことは、むしろ異例のこととして驚いてもよいであろう。「志」のほどをそこに見て取らないと説明が難しい。

信濃出版会社については、上條宏之『長野県近代出版文化の成立』（一九八六年八月、柳沢書苑）に、主として関係者の家文書を用いて、その前身「共益社」の起立から説き起こした詳細な論が備わる。明治十四年一月、この地域において創刊され、同十二月まで十二号続いた雑誌『幽谷雑誌』についても多くの頁をさき（そもそも該書は、復刻版『幽谷雑誌』の解説代わりに別冊として付されたものであった）、この地域に備わる、人的資源、経済力等の事業成立要件についても詳しく考証しているものである。本稿もこの研究に多くの恩恵を受けている。同書との重複は極力避けるのでぜひ併読されたい。

本稿は、この注目に値する事業の創業から終焉までの過程を、信濃出版会社の出版事業の範となった脩道館の事業展開と重ね合わせながら考察していく。時期と方法とをほぼ同じくする事業を併せ見ることによって、不明の部分と補完し合い、信濃出版会社の事業を時代の中に定位して再評価することができるかと考えたからである。

明治十四（一八八一）年

脩道館の創立

『脩道館事務雑誌』第二号（明治十四年二月）の記事「脩道館創立事業」に、「本館ノ事業ハ、実ニ明治十三年七月ヲ以テ起原シ、方法書ヲ諸君ニ呈スル九月一日ヨリシ、同志三千人ヲ募ラント概算セシニ」（資料の引用に際しては、適宜句読点を補った。以下同じ）とあるように、脩道館の出版事業は明治十三年七月に発足し、九月より「方法書」を発行して社員募集を開始した。

北海道立文書館所蔵十文字家文書「大阪脩道館発行書籍購入関係書類」（B44/1379）中に、この方法書に添えられたと思われる広告一紙（活版印刷）が備わる。

愈々御清榮奉賀候。然ハ今般当館ニ於テ別紙ノ方法ヲ以テ和漢ノ書籍ヲ出版仕候ニ付、各府県庁ハ勿論各学校ニ至ル迄全国一般工広告シ、同志ノ士ヲ募リ候ニ付、右方法書五部差上候間、残四部ハ御配下戸長等エ一部宛御配賦被成下度、尤モ方法書多分御入用ニ候ハ、御申越被下度、御県下学校中へハ本館ヨリ直ニ壹部ツ、文部省年報書ニ基キ差出候ニ付、尚尊君ヨリ御誘導被下、学校中本館出版書籍壹部ツ、御備工、衆生徒公覽ノ用ニ相備り候様相成候得ハ、文学ノ道進歩ヲ相助ケ候儀ト奉存候。尚本館ニテ本月ヨリ脩道館事務雑誌ヲ発行シ候間、巨細ノ儀ハ同雑誌ニ縷述有之候ニ付御熟覽可被下候也。

大坂西区靱南通三丁目 脩道館仮事務所

斯文学会会員 脩道館幹事 山田榮造〔印〕

十月廿五日 鈴木様

日付と宛名は墨書である。新聞に広告を出したり（九月二十二日『東京日日新聞』等）、このような郵便を広く發して「同志ノ士」を募ったわけである。

七月發行「方法書」については未見である。ただし、「修道館事務雜誌第一号附録」と肩書きした「脩道館書籍出版方法書」については、埼玉県立文書館所蔵小室家文書中のもの（F531）を確認できた。これは同年十二月一日發行をうたうものであるが、末尾に加えた一葉以外、七月發行のものと同内容のものであるので、しばらくこれによって脩道館の動向を追つてみる。

まず前文を掲出する。

今般我同志ノ者相議リ、左ニ記スル所ノ書ヲ始メ、史書百家ノ書ヲ活字版ニテ鮮明ニ印刷セント欲ス。然ルニ活版ノ道タル、部数ノ多キニ隨ヒ、益々廉価ナルハ論ヲ待タス。是レ我ガ同志者ノ諸君ニ報スル所以ニシテ、諸君モ亦相誘導シ玉ヒ、社員ノ益々夥多ナルコトヲ来サバ、書籍愈々廉価ニシテ自他ノ幸甚歟ナカラス。今爰ニ社員三千人ト予定シ一二ノ書ヲ予算シ自余ノ書籍子、算推テ知ル可シ、書籍体裁ヲ附シ、規則ヲ定メ、普ク江湖ニ流布シ、人ヲ四方ニ派本年七月十五日ヲ以テ本館ヲ發シ六十日ヲ過キ九月十日ニ印刷ニ取掛ルベシ出五日ニ本館ニ帰着シ社員ノ数ヲ算シ直ニ印刷ニ取掛ルベシシ、同志ノ諸君ヲ天下ニ募ル。

多くの部数を制作することによって、一冊あたりの制作原価を引き下げ、共同出資の「同志者」に良書を安く頒布しようという試みであった。

これによると、社員三千人の見積もりで予算書を作成、刷見本と規則書とを配布、予定の社員を募るべく、七月十五日から諸所に人を派遣した。募集期間は六十日で、九月十五日からすぐに印刷着手の予定、これは、予約者をいたずらに待たせず、早期の刊行を目指していたがゆえのことであろう。

さて、ここにいう「同志者」とは、脩道館と「志」を共有し、この事業に賛同する者たちである。幹事山田栄造とびつたり「志」を重ね合わせられる者から、転売の利を目論んで安く仕入れられることをもって社員に名を連ねる者

まで、「賛同」もしなじなであるうが、とりあえずは、山田の「志」をここで確認しておこう。翌年一月に発行される『脩道館事務雑誌』第一号の「脩道館創立起源」を、彼の履歴についても語られるところがあるので、長文であるが引用してみよう。

脩道館トハ、故佐藤一斎翁題スル所ノ塾号ニシテ、又自カラ之ヲ額面ニ書シ、且ツ大儒山口重昭氏ニ命シ、脩道館ノ記ヲ撰セシメ、併セテ之ヲ扁額ニ認メ、我亡父政徳ニ与ヘ、大ニ儒学ノ道ヲ盛ニセント欲シ、之ヲ本館ニ掲載シ来ル。茲ニ參拾有余年、然ルニ文運推移リ、終ニ漢籍ヲ抛チ、専ラ欧米ノ学問ヲ脩ムルノ時運ニ至リ、吾曹モ漢籍ヲ嚮ヒテ洋書ヲ購ヒ、和服ヲ軋シテ洋裳ヲ穿チ、単ニ業ヲ福沢氏ノ門ニ受ケ、或ハ開成校ノ教ヲ奉スト雖トモ、性質魯鈍ニシテ未タ欧米学問ノ蘊奥ヲ味フコトヲ得ス。亦軋シテ、業ヲ活版ノ道ニ移シ、明治四年、始テ東京神田淡路町式丁目ニ於テ、国文社ト称スル活版所ヲ開設シ、従事スル七年、大ニ活版ノ妙処ヲ得ルコトアリ。然ルニ文運復タ推移リ、聖賢ノ道亦世ニ盛ナラントスルニ際シ、東京ニテハ諸先生斯文学会ノ設ケアリテ、専ラ本邦ノ風俗醇厚ニシテ君子国ノ称ヲ失ハサランヲ謀ラル、ニ付、吾曹モ旧ニ復シ漢土ノ学問ヲ脩メント欲スルニ臨ミ、書籍ノ窮乏且ツ不廉ニシテ得難キニ苦ミ、嘗テ業トスル所ノ道ヲ以テ、其書籍ノ価格ヲ計ル、啻ニ半価ノミナラス、甚シキニ至リテハ三分一ノ低価ヲ以テ落成シ得ヘシ。故ニ之ヲ友人ニ謀ル、一轍ノ思ヒアリ、亦之ヲ乙ニ伝ヘ、亦タ之ヲ丙ニ達シ、丁ニ述ヘ、戊ニ謀ル。一ニ同感ニアラサルコトナク、加フルニ書籍往々誤謬脱漏ノ患ヒヲ免カレサル者鮮シ。因テ我同士ノ者相謀リ、附録ノ方法ヲ編シ、之ヲ斯文学会ノ諸先生ニ呈シ、賛成ヲ得ル少カラス。遂ニ左ニ掲タル脩道館姓名簿巻首ニ諸先生ノ賛題ヲ得タリ。而シテ其方法書ヲ江湖ニ散布シ、同志ヲ募ラント欲シ、嘗テ受ル所ノ文部省年報書ニ憑リ、全国一般ノ学校ヘ三万余部ヲ呈シ、亦タ之ヲ各府県庁ニ奉ケ候。爾来賛成御入社ノ多キ、目今既ニ入社申込ノミヲ除キ、銀行ニ差シ出ス所ノ券状ト共ニ本館ノ券状一万一千余号ヲ交換セリ。之ニ因テ之ヲ考フレハ、文運回復ノ道亦既ニ基ヒスル有ル乎。上斯文学会ノ教ヘアリ、下脩道館ノ業アリ。

山田栄造謹述

というわけで、漢学隆盛の追い風を受けて、「斯文学会ノ教へ」を世に広め、「文運回復」の基とすべく、漢籍の良書を廉価で頒布していこうというのが山田の「志」であった。ちなみに斯文学会は、明治十三年六月六日発会である。

さて、『脩道館書籍出版方法書』は、続けて次の「規則」を掲載している。

規則

○本館ハ遠近社員ノ集合協力シテ成立ルモノナレバ、出版ノ書籍ハ社員ノ数ダケ印刷シ必ス余分ノ印刷ヲ為サザル也社員何レモ惣テ原価ヲ以テ購求スルヲ得。依テ社員ノ注文ハ一株ニ付毎書一部ツ、ノ外注文スルヲ得ス。尤壹名ニテ数株ヲ所有スル者ハ其株数ダケ注文スルヲ得。

○金一円ヲ以テ一株ノ持主トス。尤モ末条ノ期限内ハ無利息ニテ預リ置キ満期ニ至リ返却スヘシ。

○本館ニテ出版スル書籍ハ前途ニ遠近社員へ報知ス可キニ付、其節予算半數ヲ本館ニ郵送シ、全數ヲ送ルモ妨ゲナシトス注文數株有スル人ニテ其株數ダケノ書籍ヲ要セザル者ハ望ノ部數ダケヲ書キ認メ注文スベシ尤モ本館ニテ出版シ社員へ配賦スル書籍ハ何レモ原価ニシテ世間ニ売買スル所ノ凡半価ナルヲ以テ若シ不用ト見留ル書籍ハ他へ譲与シテ造益アリ依テ書林ノ本館へ入社スルモ甚タ多シ御申越シ可被成候。

書籍落成ノ上ハ本館ヨリ其旨ヲ各社員ニ報知スヘシ。其時キ残半數ヲ郵送可被成候。其半數本館ニ着スル直ニ、書籍引替証ヲ回送スベキニ付、其引替証ニ本館ヨリ兼テ差送ル予算金受取証前半數ノ請取証也ヲ添工、書籍引替ニ地方配達所ヨリ受取り可被成候。

○書籍配達所ハ当分左ノ所へ設置スベシ此舉漸々各地へ蔓延スルニ随ヒ。配達所ヲ各所へ設置スベシ。

「配達所」の一覽を掲載したあと、「出版書目概略」として、完成予定の目処とともに、刊行予定書目が列挙される。

出版書目概略 本館ニテ出版スル書籍仲間へ御加入被成候諸君ノ書籍購入費ヲ試二月々ニ割賦シ見ルニ大

信濃出版会社と脩道館（鈴木）

十八史略 着手ヨリ一ヶ月間ニ落成ス 第一巻着手 戦国策 二ヶ月ニシテ落成ス 蒙求 一ヶ月ニシテ落成ス 資治通鑑 十五ヶ月ニシテ落成ス

史記評林 五ヶ月ニシテ落成ス 第二巻着手 国語 二ヶ月ニシテ落成ス 前漢書 八ヶ月ニシテ落成ス 後漢書 八ヶ月ニシテ落成ス

春秋左氏伝 二ヶ月ニシテ落成ス 綱鑑易知録 一ヶ月ニシテ落成ス

右ノ外和漢ノ歴史類ヨリ文集類及子書等社員ノ投票ニヨリ前後ヲ

定メ陸續出版スベシ 史記漢書易知録通鑑ノ如キ大部ノ書籍ハ落成ノ月数多キニ付幾回ニモ別チ配達スヘシ

刊行を予定している書籍はすべて漢籍であるが、今後「社員ノ投票」によつて「和漢ノ歴史類ヨリ文集類及子書等」の中から出版していくことである。

続けて「予算概略」として、「十八史略」「史記評林」の予定される価格が市価と対比して示される。

予算概略 看客本館字算類ニアラス加

十八史略 七冊 (当時書肆ニテ売鬻スル所ノ代価凡そ四五十銭) 本館ニテ出版スル所ノ予算 金七十銭 但シ運送賃ヲ除キ諸手数料見込アリ

史記評林 五十冊 (当時書肆ニテ売鬻スル所ノ代価凡そ四五十銭) 同断 金六円 同断

○大阪西区鞆南通三丁目廿貳番地山田栄造 本館印刷事務長兼会計事務 方ヲ以テ当館仮会計事務所ト相定メ候間、遠近社員ノ諸問

合セ及ヒ株金通送等ハ惣テ同方ヘ宛御差越可被成候也。

○本館出版ノ期限ハ滿五ヶ年ト相定メ候也。

此書ヲ各地方ヘ散布シ置候間、御同意ノ諸君ハ遅速ヲ論セス御照会アランコトヲ。
月 日 大坂 脩道館

十二月、この方法書に加えられた一葉は次のように印刷されている。

明治十三年十二月一日、此方法書ヲ遠隔地方小学校へ配賦スルニ付此一葉ヲ増加シ、將來入社諸君ノ便利ヲ謀リ、且ツ本館ニテ出版スル書籍ノ注文定期ニ後レシ諸君ノ望ヲ飽シメント欲ス。抑モ本館印刷ノ着手ハ十月中ノ処、十一月ニ至リ入社人日々五六十名ツ、ノ増員ニシテ、何レモ非常ノ御希望ニ付、本館役員一同協議ノ上、東部首鯁ノ社員ニ謀リ、一ヶ月ヲ延期シ、本館方法書ヲ岡山・愛知・兵庫・和歌山、四県ノ小学校へ配賦シ候処、目今ニ至リ、日々希望ノ諸君百ヲ以テ算スルノミナラス、遠県ノ向ハ電信或ハ別配達等ニテ入社御申越相成候様ノ姿ニテ、未タ右四県ノ外方法書ノ配達モ致サ、ル内前件ノ訳故、今一ヶ月モ本館印刷着手ヲ延期仕候得ハ未タ此挙ヲ知ラサル諸君ノ為メト存シ候得共、既ニ九月中入社ノ諸君、日々ノ渴望難黙止ニ付、本日ヲ以テ刊行初第一日ト致シ候也。就テハ本日迄史記注文御申込の社員ヲ前部トシ、本日ヨリ来ル廿八日迄御申越ノ方ヲ後部トシ、本館ニテハ本日ヨリ廿八日迄印刷ヲ終リタル分丈ケヲ後部社員ノ為メ再度印刷致シ候故、片時モ早ク御申込ノ方ハ書籍早ク御入手ニ相成候

但シ各地方ヨリ入社御申越ノ方ハ勿論、既ニ御加入相成候諸君ヨリモ頼リニ此書ヲ要求被成候ニ付、今般本章ノ主意陳ヲ得候ニ付テハ、目今郵便定税運送願居リ候。述旁ニ部ツ、差上候間、既ニ此書ヲ御所持ノ方ハ御知り合中工御配賦被下度、且本館雜誌ノ儀十一月廿五日発行ノ許可ニ付、此許可ヲ得ハ直ニ各位工差上可申候也。

○本館社員定限ノ儀ハ追テ各地方新聞紙エ掲載シ候間、夫レ迄ノ処ハ入社御申込御勝手ニ相成候也。

○未タ配達所取設無之地方ノ社員エ書籍通送ハ当分通運ヲ以本館ヨリ直接差出シ候也。

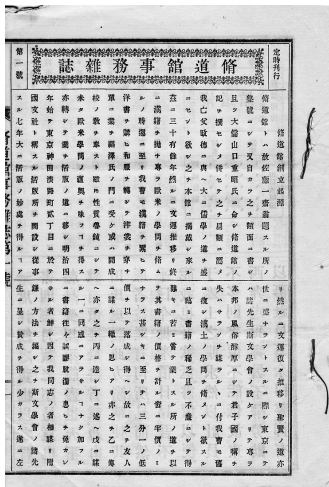
○各地方社員ヨリ本館へ入金或ハ予算金等御差送りノ儀御便利ノ為メ各府県下各銀行へ照会罷在候内、左ニ掲クル処ノ銀行ハ既ニ本館券状等交換方取扱且ツ本館方法書ノ各行ニ有之候間、其地方最寄ノ社員ハ其銀行エ株金及ヒ予算金共御差出シ相成度、依テ左ニ掲出ス。尤モ銀行工御差出シノ方ハ其時キ直チニ端書ヲ以テ其旨本館エ必ス御通知可被下候也。

十二月一日

大坂脩道館

(以下銀行名)

十月から印刷に取りかかる予定が十一月となった。しかし印刷を始めても入社希望者が「日々五六十名ツ、」と、切り無く増員していくので、この十二月一日を区切りとして、これまでに入社した社員のために印刷にかかり、以後



二十八日までをまた一区切りとして、その間に入社した社員用に再度印刷にかかるといふことで、希望者を受け付けるといふことである（予約がうまく集まらない予約出版事業が出版を先送りにして少しでも予約者を募ろうとする際の「手口」に似ているが、この場合は真に受けてよいかと思われる）。紙型をとらず、所期の部数分の印刷を終えると、版は崩してしまふよう、山田も『修道館事務雑誌』第五号「印刷及送達事務概略」でほやいているが、再刷はまた一から手間がかかり、他の企画に支障を来す恐れもある。にもかかわらず再募集を決断したのは、「追い風」を実感し、「志」の發揮のしどころという判断であつたからであらう。

修道館は翌明治十四年一月に『修道館事務雑誌』第一号を発行する。「本館雑誌」と題する一条があり、そこに、

○此雑誌ハ新聞誌等ノ如ク異聞奇説ヲ掲載スル者ニ無之、専ラ本館ノ作業及ヒ出版ノ書目予算等ヲ記載シ、或ハ書籍送送ノ順序ヲ始メ、専ラ社員中要用ノ件而已ヲ述フル者ナレハ、社外ノ人単ニ雑誌ノミヲ購求スルヲ得ス。且ツ文章ノ艶麗ハ固ヨリ不能ノ儀ニ付、極メテ口述舌換ノ如キ俗文ヲ呈シ候間、不学御嘲罵御有恕ヲ乞フ。

○此雑誌ハ毎月一回宛出版シ、本館ト社員ト相方ノ間ニ照会セント欲スル事項等ヲ記載シ、相方ノ筆勞及ヒ郵費ヲ省カント欲スル雑誌ナレハ、雑誌代価郵便切手代ト共ニ合シテ市内外ヲ問ハス一ヶ月三錢ツ、ト相定メ候ニ就テハ、雑誌代価壹ヶ年分ツ、取纏メ御差送り相成度、且ツ雑誌御不用ノ方ハ其旨御通知可被下候。

とあつて、「雑誌」発行の目的は明瞭である。事業を開始し社員を募り始めてから半年、出資した社員からの問い合わせも多くなつてきたものと想像する。「専ラ社員中要用ノ件而已ヲ述フル」この「雑誌」は、事業の進捗等を社員

に報知し信頼をつなぎ止めることが大きな目的として発想されたものであった。

この「雑誌」は、この十四年中、五月の五号まで、「毎月一回宛出版シ」という当初の計画どおり発行しているものの、六号は間を置いて九月、七号は十二月に発行されている。

共益社の出版方法構想

「志」実現のため、良書の安価での普及を図り、ある程度の印刷部数を確保して単価を押し下げ、活版印刷をもつて印刷・造本ともに「善美」を尽くした出版を行うこと、その志を共有しうる社員を募り、その予約による出資で、大部の書籍の出版を行うというこの方法は大いに共感を得るところとなった。このいわゆる予約出版は、脩道館の事業が起爆剤となり、これに範を取った、もしくはあやかった予約出版事業が明治十年代半ば以後大に行われることになる。

その強い影響は信州北安曇郡池田町村にも及んだ。この村に起立した信濃出版会社の事業は、脩道館事業の直系的な申し子とも言えるものであった。

信濃出版会社の前身である共益社という結社が池田町村に誕生したのは明治十四年五月のことである。『共益社活版広告』は、社員確保のために制作された「方法書」であるが、その前文に次のように見える。

共益社活版広告

今般我等相ヒ結ンデ一社ヲ創立シ、活版ヲ以テ百科ノ書を印刷シ、有志ノ諸君子ニ頒タント欲スル者ハ、書籍ノ価ヲ廉ニシテ購求ヲ容易ナラシメ、人智砥礪ノ一端ニ供セントスルニ外ナラズ、或ハ曩ニ脩道館ニ於テ此業ヲ創ムルアルモ、古今有用書籍ノ夥キ、独リ該館ノ能ク印刷シ得ル所ニアラス。仮令ヒ之ヲ印刷シ得ルトナスモ、蓋シ数十十年ノ長日子ヲ待タザルヲ得ズ。文化日新ノ盛事ニ当リ、豈斯ノ如ク猶予シテ可ナランヤ。此レ其我々ガ該館ニ満足スルヲ得ズシテ、茲ニ此社ヲ起ス所以ン也。抑活版ノ道タル、出版部数ノ愈多キニ随ヒ愈廉ナルヲ以

テ、社員一名タリトモ増加スルトキハ、独り本社ノ幸福ノミナラズ、全社員ノ利得タレバ、世ノ文書ニ志アル者ハ、相ヒ共ニ誘導シテ加入ヲ賜ヘ⁽³⁾。

「曩ニ脩道館ニ於テ此業ヲ創ムルアルモ」と脩道館の名前があがっていて明瞭であるが、脩道館事業の濃厚な影響がここに見て取れる。このような冊子を発行すること自体、脩道館に範を取ったものであるが、この前文の内容、語句とも、『脩道館書籍出版方法書』の、模倣に近いくらいの強い影響下にあることは一目瞭然である。『脩道館書籍出版方法書』同様、この後に「規則」を載せるが、それもほとんど脩道館のものと同様で、出版方法はまったく脩道館のそれをなぞったものである。長くなるので引用は控えるが、『長野県近代出版文化の成立』に全文引用されているのでそちらを参照願いたい。

さて、『脩道館事務雑誌』は第三号（明治十四年三月廿八日発行）より「脩道館社員人名」を五十音順で連載し始める。第四号（明治十四年四月廿八日刊行）はすべてこの記事となる。予約出版における社員名簿の意義については、磯部敦に集成館予約者名簿『一話一言月刊同盟現員表』を用いた分析があり、このような名簿は、内情を公開し、出版企画に参加した同盟員（社員）の、事業に対する不安払拭の機能を果たすべく発行されたとしている⁽⁴⁾。『脩道館事務雑誌』の「脩道館社員人名」も同様であろう。この雑誌は九号（明治十六年三月十五日刊行）までしか確認できず、「脩道館社員人名」は第七号（明治十四年十二月廿一日刊行）、「クノ部」の途中までで終わっているが、そこに「勝山末吉」の名を見出すことができる。「勝山末吉」は、すなわち共益社時代から信濃出版会社運営の中心的役割を演じた勝山忠兵衛その人である⁽⁵⁾。「クノ部」以後の名簿にも、共益社、また信濃出版会社に関係する人間が名を連ねていた可能性があるが、少なくとも、中心になる一人は、脩道館の社員として、その事業を生々しく認識していたことになる。具体的に範と仰ぐ契機がここにあったであろうし、脩道館の事業展開を横目でにらみながらの出版事業が展開されることになったのであろう。

『共益社活版広告』は、『脩道館書籍出版方法書』同様、続けて「出版書籍概目並二三千名予算表」を記載する。

『大日本史』『四声玉篇和訓大成』に「予算」が示されていて、この当時この二書が最優先候補であつたようであるが、信濃出版会社となつて実際に出版事業が開始されても、この二書はついに出版の対象とはならなかつた（版權に障る可能性が高いので当然であるが）。以下『文章軌範』等十二点があがるが、これらも同様である。「信濃出版会社」として具体的な事業が開始されるのは、後ほどまた触れるが、翌明治十五年一月のことである。そこに至るまでに、独自の路線、事業に見合う書目を選定し直したものであろう。

脩道館出版開始

さて、脩道館の第一回出版書は『増訂史記評林』である。三次に分けて発行され、第一次は五月前に五冊（五月発行の『脩道館事務雑誌』第五号に「初回ノ史記既ニ配達ヲ終リ候」とある）、第二次は十冊で秋ころの刊行のようである。

「五ヶ月ニシテ落成ス」というのがもともとの予定であつた（『脩道館書籍出版方法書』）が、それからすると大幅な遅延である。『脩道館事務雑誌』第六号（明治十四年九月発行）所載「雑記」に次のように見える。

○史記落成時限大ニ遅延シ候訳ハ、初度見積リタル印刷ノ部数ヨリ幾倍ノ数ヲ増シ候而已ナラス、元來活版ハ通例必用ノ文字ノミニ候処、史記ノ如キニ至テハ、古文字等ヲ始メ、異体ノ文字多ク、司馬相如列伝ノ如キ尤モ其冠タル者ナリ。依テ新彫刻ノ文字種類史記全部中ニテ五千余種ヲ新刻シ、漸ク落成ニ至レリ。最早史記ノ文字全備セシ以上ハ、何等ノ書ト雖モ文字ノ種類ニ多分ノ差支無之、刊行ノ速成掌ヲ指ス如シ。請フ十八史略論語等ノ刊行ヲ以テ試ミ玉ヘ。

予約者の増加によつて部数の目算が大幅に狂つたことと、新彫を要する異体字の多さを遅延の主な理由としてあげている。

第三次十二冊を刊行して満備するのであるが、これもすんなりとことは運ばなかつたようである。刊記は「明治十四年十月／刊行／大阪脩道館」となっているが、配送は十二月にまでもつれこむ。

『脩道館事務雑誌』第六号（明治十四年九月発行）所載「雑記」に次の記事が載る。

○史記三回目延通ノ儀ハ刊行ノ遅延セシ訳ニ之レナク、本館ノ訂正者中ノ一人ナル大郷穆君俄然卒去致サレ、且ツ重野先生史記ノ序文漸ク十二月十二日到着セリ。既ニ先々月中、社員ヨリ三回目ノ督責頻々タルニ付、序文ノ參着ヲ待タス製本致スヘキ積リニテ来館社員ヘ談スル毎ニ、何レモ少々延期スルモ寧ロ序文ヲ加ヘ十全ノ物ニ致スヘキ様御望ニ付、各位御同意ノ事ト察シ、斯ク延引シ候ヘ共、本月中ヨリ逡送致シ候也。

伊地知貞馨とともに本書の加點、校訂作業をしていた大郷穆の急死と序文原稿の遅延が原因とのことである。

『脩道館事務雑誌』第一号に「校正」と題して次のような文章がある。

○書籍ハ各自ノ讀ミ癖有之候ニ付、訓点等ハ都テ大家先生ニアラサレハ人々疑義ヲ生スル者ニ付、今般本館ニテ出版スル史記評林ハ、当時ノ大儒ニシテ且ツ斯文学会文学部ノ一人ナル大郷穆・伊地知貞馨両氏熟議シ、尚ホ之ヲ或ル名家ト協議ノ上訓点ヲ附セラレ候議ニ付、実ニ從來翻刻ノ誤謬ヲ正シ、真正ノ書籍ト相成候也。

本文校訂と付訓には大いに意を用いていたわけで、『脩道館事務雑誌』第三号には、大郷・伊地知両名「熟議」による「点付凡例」を掲載して社員にその達成度を示している。

『増訂史記評林』ではなく、『資治通鑑』についてであるが、明治十五年二月二十八日付で、次のような新聞広告を脩道館は出す。

大坂脩道館資治通鑑附点広告

本館甲部印刷部にて既に着手せし資治通鑑の点附ハ大郷穆・伊地知貞馨両君の筈に候処、大郷君卒去被致候後、改めて重野安繹先生の校閲、岡千仞先生の訓点、中村敬宇先生の序文と相成居候に付、此段為念致広告候。且本館乙部印刷の書籍十八史略既に刊行を終り、論語も過半落成に付、続て発兌する書目左の通り。体裁見本及書籍決算金等ハ本館雑誌を以て報知すへし。

唐宋詩諄 全部

春秋三伝校本 左氏伝ニ公羊伝穀梁伝ヲ附ス

唐宋文諄 全部

文章軌範正統 全部

大坂中ノ島六丁目

明治十五年二月二十八日 脩道館⁽⁶⁾

脩道館の大きな売り物の一つであった以上、この重大な変更は報知しないわけにはいかなかったのである。

『脩道館事務雑誌』第一号には「校正」に続けて「校合」の条がある。

○幹事山田栄造始メ数年校合錬磨ノ者数名、各々手ヲ分チ校合仕候儀ニ付、決シテ校合落チ等致サス候得共、万々一校合落等有之候ハ、其廉御照会ノ上、其書籍御返却相成度、速カニ予算金御返却可申候也。

尾題下に「校合山田栄造」などと特記した書籍も多く、細心の注意をもって行つた「校合」には、絶対の自信をもつていたようである。

さらに脩道館の出版書の大きな特色として、その印刷の美しさと仕立ての精良とがあげられよう。この『増訂史記

評林』も大本の堂々とした体裁で、全部は、巻首二巻二冊、百三十三卷二十五冊の大部のものである。三回に分けての刊行であったが、造本すべてがかっちり揃っていて気持ちがいい。「脩道館」の文字を艶出しにした縹色の表紙も風格がある。

「校正」「校合」の条に続けて次の三条が備わる。

印刷

○印刷ハ活版用インキノ善良品ヲ用ヒ、印刷者ハ数年老練ノ者注意ノ上尚ホ注意ヲ加ヘ刊行致居候ニ付、諸君印刷方ノ御不足無之儀ハ固ク請合申候也。

用紙

○書籍ハ後世ニ保存スル者ナレハ、用紙最モ注意セサルヘカラス。故ニ善良ノ紙質ヲ用ヒント欲シ、是カ為メ社員昨年中土佐国高知へ参り種々取調へ候上、別途ニ製造ノ手段ヲ謀リ居候得共、目下ノ用ニ供シ難ク、只今刊行ノ用紙ハ臨時買入ノ品ニ候得共、最モ精撰相用ヒ居候也。

製本

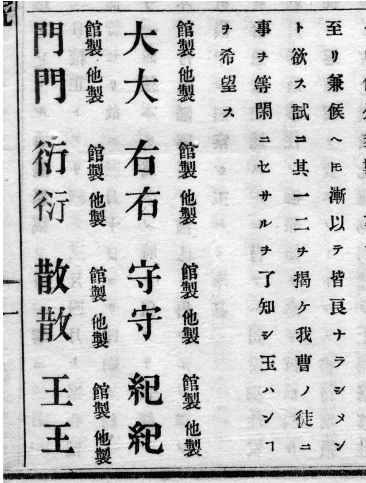
○製本ハろ印ノ糸ヲ以テ甲州綴ニシ、表紙ハ青色ヲ用ヒ寸法ヲ定メテ裁断シ候故へ、決シテ製本員幅ノ差異無之ニ付、数回ニ分チ配達スルト雖トモ書籍ノ大小等無之候也。右之通ニテハ悉ク善良而已ニシテ何ヲ以テ予算ノ価格ニ適センヤト御怪ミノ方モ可有之候得共、活版ハ字画方正ナル故ヲ以テ一葉ノ紙上ニ文字ノ填数多クシテ自然全部ノ紙数ハ旧本ヨリ廻ニ減シ候ニ付、此減紙数価格ハ右ノ印刷紙質等ノ注意善良ナルノ部へ移債仕候也。

『脩道館事務雑誌』第一号「脩道館創立起源」に「明治四年始テ東京神田淡路町式丁目ニ於テ国文社ト称スル活版

所ヲ開設シ、従事スル七年、大ニ活版ノ妙処ヲ得ルコトアリ」とあるように、脩道館幹事山田榮造は、明治五年開業の印刷・製本会社国文社に創立時から深く関わっていた人間であった。同社は、独自設計の端正な活字を用いた美麗な印刷をもつて評価の高かった会社である。そこで得た「活版ノ妙処」による端正・美麗な本作りが脩道館の売りであったのである。「脩道館事務雜誌」第八号（十五年六月）には、「書籍ヲ善美ナラシメンカ為メ」「改正」した「館製」活字と「他製」のものを並べて、その「善美」を示したりもしている。

山田にとって「活版」とは、印刷の単なる一方法にとどまるものではなかった。「活版ノ道」（「脩道館創立起源」と自らいうように、「志」と強固に結びつくものであった。そして、書籍は「志」の具現化された形、表象であった。「善美」ならざるをえない。

さて、架蔵の『増訂史記評林』には、書籍送料の請求書が挟み込まれていた。活版印刷で、金額と宛名のみが墨書である。



記

一金拾七銭五厘 運送費本館ニ而立替分
 一金貳銭 壹回五冊
 一金六銭 貳回拾冊
 一金九銭五厘 三回拾貳冊
 但史記評林合本貳拾七冊全部
 右之通ニ付、此状御落握之上ハ御送金被下度、尤此内既ニ配達所等工御払済之分ハ年御手数数何回分通送費金何程某工渡ス云云御記載御回送被成下度候也

月 日 大坂中之島六丁目 脩道館〔印〕

「運送費」は、大部なわりに低廉である。

脩道館の書籍配送方法については、『脩道館事務雑誌』第二号（明治十四年二月）の「配達所規則」全七条に詳しい。簡単にまとめると、「配達所」として指定した全国の国立銀行にまとめて配送、予約者は最寄りの「配達所」にて「領収ノ証券」（書籍代価の半額の請取証）を呈示して書籍を受け取り、「運賃」を支払うのである。「配達所」を設けたのはその「運賃」（運送費）をなるべく安くするための工夫であった。数百部取りまとめて配達所へ送付、その運送料を部数で割っての送料なのである。配達所については、三月発行『脩道館事務雑誌』第三号に、国立銀行以外にも、越後長岡の目黒十郎などの書店や銀行社員など多くの場所が指定されている。

なお、近隣に引き取りに行けるような配達所がない地方の場合には、脩道館から直接、船便か陸運、より安い方法をもって送付、その際館が立て替えた送料実費を事後返済することになる。北海道立文書館十文字家文書に同様の運賃請求書が残る（B44/150）。宮城県遠田郡涌谷まで陸前松島駅内国通運会社継立てによるものと思われるが、第一回六円、第二回十五円、第三回十八円、都合三十九円となっている。一部だけではなさそうであるが、それにしてもかなりの高額である。逆にいえば、「配達所」の整備は、画期的な方法ということになる。

また、本人はもちろん、親戚や取引先が府下にある場合、脩道館での直接受け渡しを行ったりするなど、運送方法について個別の対応を行うことをうたっている。かなり煩瑣な事務処理が推測される。労力のかかなりの部分をここに割かざるをえなかったことであろう。

脩道館は、これまでの仮事務所を廃し、中之島六丁目八番地の筑前侯旧邸を購入し、この年末、西区靱南通三丁目から移転する。十二月発行『脩道館事務雑誌』第七号「脩道館事務報告」に次のように見える。

悠久物ヲナスト信ナル哉。此言ヤ、本館創業以還日浅フシテ事ト充分ナル能ハス、社員ノ督促ヲ来スノ原因ヲ尋

ヌルニ、役員ノ不勤ニ非ス、職工ノ怠惰ニ非ス、品物ノ不足ニ非ス、作業ノ順次ヲ顛倒スルニ非ス、而シテ督責ヲ来スハ何ソヤ。他ナシ。創業ノ際刊行着手ヲ急クヨリ、事務所、印刷所、製本所、用紙扱所、配達所、等都テ諸所ニ仮設セシ故へ、百事ノ作業、往復ノ不便、自ラ遅緩ニ涉リ、徒ラニ心思ヲ勞シ候ニ付、史記ノ刊行ヲ終フルヲ俟チ、本館ヲ営ント欲セシ処、幸ヒ当府下中ノ島六丁目八番地筑前侯ノ旧邸全部ヲ購求セシ故、先般ヨリ當繕ニ着手シ、既ニ過半落成ニ付、諸所ノ仮事務所等ヲ一邸ニ取纏メ、脩道館ノ本部トシ、往日ノ不便ニ反シ至便ニ帰シ、従来ノ事務ニ幾倍ノ速力ヲ増シ、心腹ノ四肢ヲ役スル如クナルヲ信ス。(下略)

本部設置によつて業務は大いに改善されることになった。

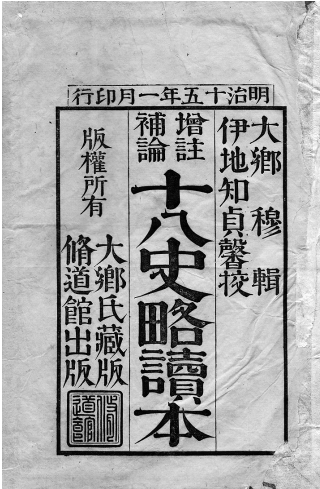
明治十五年（一八八二）年

脩道館の出版事業

『増註 十八史略読本』が日の目を見る。大本七卷七冊、刊記は『補註 十八史略読本』が日の目を見る。大本七卷七冊、刊記は「明治十四年十月廿五日版權免許 定価金八十五錢／同十五年一月出版／編輯人 故人 大郷穆 東京麹町区富士見町五丁目十六番地／出版 脩道館 大阪府北区中ノ島六丁目九番地」となっている。

前年十二月発行『脩道館事務雑誌』第七号の「雑記」記事に、

○既ニ印刷セシ書類ハ都テ本館自製ノ活字ヲ用ユヘキノ処、着手ノ急ナルニヨリ、已ムヲ得ス他製ノ鉛版ヲ買入使用セシ処、



磨滅ノ速ニシテ自ラ印刷ノ美ヲ致スヲ得ス候処、頃日漸ク自製ノ活版整頓ヲ遂候ニ付、目今印刷スル十八史略ハ、先刊行ノ分ト天淵ノ差ヲ生シ居候間、追テ到達ノ上御比較ヲ乞フ。

と、その印刷の精良を予告している。同「雑記」に「来ル一月中ニハ相違ナク通送致シ候間、暫時御猶予ヲ乞フ」とあり、これについては、まずまず順調に事が運んだものと思われる。

『脩道館事務雑誌』は第八号が六月に発行されている。その「脩道館事務報告」に「当春以来唯館業ノ繁忙ナルノミニシテ、社員ニ報スル要件モ之レナクニ付、久シク雑誌発行ヲ見合セ候処、十八史略モ既ニ配達ヲ終リ、目今論語ノ通送ニ専ラ従事シ候内、通鑑モ本月ヨリ製本ニ着手セシニ付、兼テ新聞ヲ以テ報告セシ左伝（但シ毎伝末ニ公羊穀、文章軌範、唐宋詩諄、唐宋文諄、欽定四書解義論語ハ既ニ刊行ヲ終リ、大學中庸孟子等ノ諸書ヲ印刷セント欲セシ処）とあつて、『熙欽定四書解義』のうち「論語」は出来し通送中である。卷六に付された刊記には「明治十三年十月十六日版權免許 定価金八十銭／同十五年五月出版御届／編輯人 故人 大郷穆 東京麴町区富士見町五丁目十六番地／出版 脩道館 大阪府北区中ノ島六丁目九番地」とある。

北海道立文書館所蔵十文字家文書「大阪脩道館発行書籍購入関係書類」(B44/1379)に次のような領収書が残っている。号数、月日の数字と宛名のみ墨書である。

証 第四〇九一号

一金八拾銭也 四書解義ノ中論語中本六冊出来決算金全額

右ハ於本館致出版候論語御注文ニ付テハ右出来決算金御差送被成正ニ受取候也

明治十四年十二月十四日 脩道館幹事

山田栄造 [印]

脩道館 [印]

十文字龍助殿

この欄外に「十二月廿六日収手」と書き入れがあつて、このように十四年内に入手できた者もいたようである。『資治通鑑』も月中に製本に取りかかれる段取り、予定書目の出版に次々着手しようというところらしい。事業は順調である。

同雑誌の「雑記」に、

○社員諸君眷顧ノ厚キヨリシテ館業日一日ニ整ヒ候ニ付、此幸福ヲ衆ト共ニセント欲スルノ道百方アリト雖トモ、我輩ノ嘗テ履踐セシ処ヲ以テ試ルニ、貧シクシテ学ニ就ク能ス、書籍ノ希亡ニシテ見聞ヲ博フスル能サルヲ以テ一大遺憾トス。故ニ今般貧困ニシテ学問ニ従事スル能ハス、且書籍ノ希亡ヲ歎クノ生徒百名ヲ限り、館費ヲ以テ修業為致、傍ラ活版ノ職業ヲ教ヘ、異日生産ヲ治ムルノ一助ニ至ルヲ欲ス。故ニ我社員ノ諸君、御知音中身体健康性質篤厚ニシテ能ク勉ムルモノ、資本ノ為メ学事ニ従事シ難キモノアラハ御照会被下度、就テハ左ニ館費就学ノ方法ヲ掲ケ候ニ付、望ノ仁へ御示シヲ乞フ。

として、「館費就学生徒方法」を掲げている。書籍の僅少と高価は、山田が本事業を思い立つ大きな動機であつた。そして、脩道館の事業は、順調に滑り出していく感のあつたこの時期に、「志」のさらなる実践を含みこんだものに広がる気配を見せていたのである。「館費就学生徒方法」によると、「館業時間外教示科目」（午後四時から十一時）は、漢籍の素読・講義・輪講と習字・和算、「館業時間内教示科目」（午前六時から午後三時）は、活版鑄造業・電気ヲ以テ品物ヲ製スル業」・活版植字業・活版印刷業・製本業が指定されている。

漢学振興のための教育、後継確保のための「活版ノ道」の教育、両者は同じの「志」から発するものであり、館の出版事業にもしつくり馴染むものとして発想された。事業を膨らませてさらなる「志」実現を夢見る余裕が確実にこ

の時期にはあつたのである。

しかし、その将来に落とす影が、もうこの時点でも兆し始めていた。同雑誌に「寓言」と題する長文が掲載されている。

抑吾曹ノ此ノ業ヲ企ツルヤ、学事ニ従事スル我館ノ生徒、書籍ノ不廉ニシテ得難ク、誤謬ノ多クシテ解シ難キヨリ千思万慮、之カ方法ヲ案シ、天下ノ広キ同憂ノ諸君アランコトヲ察シ、試ニ方法書ヲ製シ遠近ヲ問ハス、遐邇ヲ論セス遍ク諸君ニ呈セシ処、望外ノ左袒ヲ得タリ。因ツテ考フルニ、斯ク多数ノ社員ヲ来ストキハ何等ノ書籍ト雖トモ輕易ニ出来スヘシト。故ニ大家浩閣ノ聞ヘアル諸君ニ計リ、校閲訂正ヲ乞ヒ、従来ノ誤謬ヲ正シ、純ノ純ナル書籍ヲ製シ、名譽ノ一点ニ熱心スルヨリ外力意ナシ。

これまで見てきたように、漢字の普及、そのための低廉な書籍出版という「志」から発した事業であり、またそれを実現するために編み出した方法であつた。その「志」を共有しうる「同憂ノ諸君」を同志として得て、「純ノ純ナル書籍」の発行にこぎ着けたのであつた。

然ルニ我社員ノ多クシテ刊行書籍ノ夥シキ、之ヲ見ル者聞クモノ愕トシテ歎セサルナシ。是ニ於テ我方法ヲ模擬シ、彼ノ銀時計ノ下格ヲ唱へ、又ハ金時計ヲ指シテ〔アルミ〕ト誣ヒ、強奪ヲ企ツル者アリ。

脩道館事業の順調を見て、その方法を模倣するだけではなく、自らに益するように脩道館の出版物の品位をおとしめる広告をするような輩が出現してきたというのである。山田の論調はかなりエキセントリックになる。

夫レ事ヲ新ニ起スモノハ、千万ノ心ヲ苦メ、億兆ノ身体ヲ勞シ、許多ノ資金ヲ抛チ、僅ニ其功ヲ奏スルモノナ

り。贗造者ハ新起ノ卓議ナク、人ノ興敗ヲ窺ヒ、首鼠兩端ヲ抱キ、心志ノ苦ミナク、身体ノ勞ナク、資金ノ費ナク、壟斷ニ坐シテ先輩ヲ訶キ、恬トシテ耽ルノ心ナク、徒ラニ広告ト去声トノ兩端ニ毘勉シ、頑トシテ利ヲ得ルノ一点ヲ目的トス。醜又醜ナラスヤ。彼ノ臂ヲ戻シ食ヲ索ムル者ト一般ナリ。

脩道館同様の方法とさらに低廉な価格をうたうあざとい新聞広告が出現してきているのである。「志」とは無縁の、「利」を求めただけの模倣者への憤りを隠さない。同雑誌に、館費就学生募集の公告を掲載しているのも、ことによると、追隨者とは異なる自らの「志」を明確に表明しなかったからかもしれない。

本館ニテ史記ヲ刊スレハ亦史記ヲ刊スル者アリ。本館ニテ通鑑ヲ刷スレハ亦通鑑ヲ刷スル者アリ。天下書籍ノ多キ、豈ニ史記ト通鑑トノミナランヤ。人ノ糟粕ヲ甘スルノ野心ヲ捨テ、甲者熊掌ヲ啖ヘハ、乙者ハ魚ヲ喰ヒ、甲者鶏ヲ啗ヘハ、乙者豚ヲ味フノ意アラハ、尚ホ可ナリ。頃日我館ト同方法ヲ以テ社員ヲ募リ、通鑑ノ代価ヲ掲クル者数名アリ。或者ハ貳拾貳円ト題シ、或者ハ十七円ト称シ、或者ハ拾三円ト唱ヘ。終ニ九円ヨリ七円ニ至レリ。今一ノ虚○者アラハ、五円ヨリ三円ニ至ルモ尚ホ計ルヘカラス。

一路に三車の譬えのごとく、同一のタイトルに競合が起こり、価格競争が始まっていく。『資治通鑑』については、報告社と鳳文館、また東京印刷会社が脩道館同様予約者を募り始めていた。東京印刷会社は『史記評林』出版も広告しており、他にも明十四出版社など数社がこれを手掛けようとしている。

『佩文韻符』は報告社が四十八円にて予約を募っていたが、おそらくこれについて、「抑韻府ハ大部中ノ最大部ニシテ、古来和版トナリシ事ナシ。然ルニ言ヲ輕易ニシ、柱ニ膠スルノ訕ヲ省ス。斯ル大部ノ書ヲ容易ニ刊行スト唱フル者アル由、若シ全ク落成セハ、吾曹三舎ヲ避ルノミナラス、其名譽ヲ称揚スヘシ。併シ一ヶ年ヲ俟テ成功ニ至ラスンハ、吾曹代ツテ其功ヲ奏セント欲ス」と、山田は息巻いてみせる。

脩道館の事業の画期性は、早くも他社の同様の企画の中に埋もれて際だたなくなっていくのである(7)。

共益社から信濃出版会社へ

一方、「共益社」として池田町に発足した印刷・出版結社は、そのまま事業を開始したわけではない。どのようないきさつがあったのかわからないが、事業内容を改めるとともに名称を変更し、「信濃出版会社」として事業を継続することになる。

明治十六年三月十五日発行の『信濃出版会社事務報告書 第一回』は、信濃出版会社として再出発したこの結社が、社員に向けて、また社員募集のために、『三楠実録』の刷見本を添えて発行したものである。このような冊子を発行して信頼をつなぎ止めること、事業の維持を図ることも、脩道館にならったものであること、その冊子の名称からも明白である。

まず冒頭「事業ノ来歴」という文章があり、ここにこの間の動きをうかがうことができる。全文は先掲『長野県近代出版文化の成立』に紹介されているので、ここでは、引用を最小限にとどめることにする。

「抑当会社ノ創立ハ一昨年明治十四年五月ノ事ニシテ」とあり、「共益社」と同一の結社であることが確認できる(後に触れる清水又居宛信濃出版会社書状の中には「共益社」と印刷してある封筒を使用したものがある)。

「先ツ発起者一同ヨリ創業資金若干ヲ徵集シテ社員募集ニ取掛リ、五人ノ誘導委員ヲ県下及新潟・山梨・岐阜・群馬ノ諸県ニ派遣シ」とあつて、まず「発起者一同」から徴収した「創業資金」をもつて社員募集を行い始めた。注目されるのは「五人ノ誘導委員」を、長野県下と、隣接する「新潟・山梨・岐阜・群馬ノ諸県」に派遣して、勧誘にあたらせたことである。脩道館が新聞や郵便を用いて全国的に広告したのとは大きな違いで、県下を中心に隣県までと絞つて社員を派遣し、いわば顔のわかるような範囲で社員を確保していくのである。この足で稼ぐ社員獲得の成果は「四千余名ノ加入ヲ得」るほどのものであった。持ち合わせの印刷工場と機械では、「全社員ノ冀望ニ充ラルノ印刷覚東ナキヲ慮リ」、この十五年一月に、東京であらたに活版印刷機械を購入、工場も増設した。

六月から印刷開始の予定であったが、「事業ノ都合ニ由テ」七月からの作業となった。しかし、「時方ニ炎暑ノ候ナルヲ以テ悪疫流行シ、人心恟々職工其業ニ安ゼズ、各相辞シテ帰郷セルヲ以テ、止ヲ得ズ休刊ノ不幸ニ及ベリ」と、虎列刺流行によって職工の確保ができなくなり、再招集できたのは十月になってからのことであった。

いっぽう、その間に加入の申し込みも増加し、増築した工場も狭量化していく。より広い所に移転して、その修築が完了したのが十一月下旬のことであった。そこから、第一回の配本『常山紀談』の印刷に取り掛かることになる。

予想を上回る社員獲得によって、事業規模を大きくせざるをえなかったこと、脩道館と同様であった。事業計画は時宜に適つて大方の共感を得たわけである。これが事業開始の遅延をもたらしたものの、まだこの時点においては、「社運益盛大ニ趣ク」という自己評価が正當なものであつたらう。しかしこの時期の事業規模拡大は、事業の存続にかならずしも結びつくものではなかった。

明治十六（一八八三）年

信濃出版社、刊行開始

一月上旬、『常山紀談』が刷り上がる（『信濃出版社事務報告書 第一回』）。十五日から予約者に配本するはずであったが、「東京ヨリ雇入ノ製本師等事故ヲ告ケ延着セシヲ以テ、為ニ二月二十日ニ至テ製本納帙ヲ完フシ、預約時日ノ順序ヲ遂テ配達ニ従事セリ」と、製本は二月下旬にまでもつれこんだ。

この製本師は、先掲『長野県近代出版文化の成立』が、山崎競治「信濃出版社事務懐中控」によって、寺沢金次郎であることを明らかにしている。

浅井冽編『背書選文 卷二』は活版印刷の和装本で、唐本を模して縦長の中本に仕立ててある。明治十三年、松本高美屋甚左衛門から刊行されたこの書籍は、仕立ての美しさが一特色をなしている。信州大学教育学部所蔵旧長野師範学校旧蔵本は、その刊記脇に「製本師／寺沢金治郎」という印文の製本印が朱で捺されている。製本の美にこだわ



つて、高美が東京から寺沢を呼び寄せたものかと思われる。信濃出版会社が寺沢を起用したのは、このあたりの縁故によるであろうが、いずれにしても、印刷のみならず製本の精良をも心懸けた出版事業であったことを証するものである。

この『常山紀談』は、和紙和装本で中本十八巻十冊、どの揃を見て、木口の裁断鮮やかに、十冊の寸法しっかり揃い、角布も綴糸もしつくり落ち着いて、なかなかの手際である。組版は律儀そのもの、版面もほとんどむら無く整っている。きわめて誠実な本作りの姿勢を本そのものから受け取ることができる。造本の面でも脩道館の事業の真面目な影響下にあるとしてよいであろう。

刊記には二種類あって、ひとつは、「明治十六年一月出版」「定価金壹円五拾銭」／編輯者 岡山県故人湯浅新兵衛 住所不分明／出版人 長野県平民 小澤海造 信濃国北安曇郡池田町村第四百四十八番／刊行所 長野県北安曇郡池田町村第四十三番地 信濃出版会社」となっているもの。もうひとつは、年紀部分が「明治十六年一月出版御届／同二月出版」となっているものである。このことに関連する一連の文書が長野県立歴史館所蔵行政簿冊の中に残っているので紹介しておく（『公文編冊 庶務掛 図書出版之部』（明17 A-23-2））。

出版届は次のとおりである。この書類の前には、北安曇郡役所から長野県庶務課に宛てた二月六日付の書類が添えられていて、これによると、郡役所に託され県に回した書類に不備があったようで差し戻しとなり、訂正の上再出されたのがこの願書ということになる。

出版御届

一常山紀談 中本合巻全拾冊

明治十六年二月出版

右ハ元文中、湯浅新兵衛カ論輯セシ書ニシテ、天文永保ノ頃ヨリ慶長元和ニ至ル戦国時代ノ名将勇士ノ逸事ヲ記載シ、一切条例ニ背候儀無之、且版權無免許ニ候間、今般出版仕度、尤著者相続人ト連印可致候処、何分住所相知レ不申、因テハ将来右相続人ヨリ如何杯ノ儀申出候トモ私一切引請可申候。此如御座申上候也。

長野県平民

小澤海造〔印〕

信濃国北安曇郡池田町村

百四拾八番地

内務卿山田顕義殿

これには、内務省への進達妥当とする次の庶務課の文書が添えられている。

明治十六年甲曇第四五八号

立案二月十日 決議二月十二日 施行同月十三日〔印〕

主務 備 岡田清雄〔印〕

令〔印〕 庶務課〔印〕

書記官 庶務掛〔印〕〔印〕〔印〕

審査部〔印〕〔印〕〔印〕

北安曇郡池田町村小澤海造願出版届進達之件、別紙北安曇郡池田町村小澤海造願常談^(マ)紀談出版届内務省へ進達

信濃出版会社と脩道館(鈴木)

之件審按候処、不都合無之被存候間、左案之通與書進達相成可然哉。

奥書按

前書之通届出候付進達候也

長野県令大野誠

最初に提出した書類にどのような不備があったのかわからないが、いずれ出版についての諸手続に不慣れだったゆえのことと想像する。

二月二十三日付、長野県宛の納本届も残っている。

納本御届

一常山紀談 合本全拾冊

右者明治十六年三月十六日内国通運会社江託し、三部納本仕候間、此段御届申上候也。

北安曇郡池田町村

明治十七年二月廿三日 小澤海造 [印]

長野県令大野誠殿

内務省図書局『出版書目月報』第六十四号（明治十六年四月分）に「湯浅新兵衛編 常山紀談 小本十冊 長野県下出版ノ定価一円五十銭 発兌 小沢海造」と記載されている。

三月には、『信濃出版会社事務報告 第一回』を発行する。確認したのは長野県立歴史館所蔵清水家文書のものであるが、これによると、本文九丁、後表紙の代用として「三楠実録」上之三、第廿一丁が見本として綴合わされている。本文は、「事業ノ来歴」に続けて、出来書・近刊予定書の案内の「出版書籍」、「雑記」、末に「社員姓名」（水内

郡高井郡之部」を掲載する。

「当会社創立以來殆ど二箇年、其間多少時日ヲ空費セシヲ以テ世間或ハ廢社瓦解等ノ憂慮ヲ懷カル、ヤニ伝承致候得共、御承知ノ如ク活版ノ業タル頗ル艱難ノ事ナルヲ以テ、輕率事ヲ謬ルモノ其尠ナキニアラズ」と、同報告「雜記」にあるような疑惑の空氣を払拭するために「本社社員ノ脈洛ヲ通」じ、社員をつなぎ止めるのが第一の目的である。それが脩道館にならつたものであることは先述した。そして、「此事務報告書ハ毎月一回宛刊行致シ」（「雜記」と、毎月発行をうたうこの冊子の発行頻度も脩道館のそれにならつたものであつた。ただし、毎月の発行はならず、一枚摺の第二回を五月に発行したきりになつてしまつた（未見、『長野県近代出版文化の研究』による）。

竹陰 畠山 先生 著

三楠實錄

信濃出版會社刊

三楠實錄序

古人有言忠臣也難至而節見良臣也累至而行明若夫世之爲臣者其當治平之時也坐高堂騎大馬醉醴醴飽肥鮮孰不自詡于謙之具廟堂之器然及其天命已去人心已離而依然獨立千萬人之上而承君臣大義之不可廢者能幾人哉庶有其實之亂而能爲其藩蔽者張巡許遠耳宋有繼跡之施而能入衛死君者世傑天祥耳本邦有建武之亂而能爲王室之輔者楠廷尉父子耳而廷尉之志有與彼數子等而於其功烈則蓋手古

信濃出版會社と脩道館（鈴木）

『三楠實錄』中本三卷八冊もこの年に刊行された。刊記は「明治十六年七月廿五日御届／全年八月出版 定価金壹円七十五錢／編輯人 故人 畠山泰全 住所不分明／翻刻出版人 長野県平民 関源四／刊行所 長野県北安曇郡池田町村四十三番地 信濃出版會社」となつていて、関源四が名義人である。

なお架蔵の一本に、刊記を「明治十六年六月御届／全年全月出版 定価金壹円七十五錢／翻刻出版人 長野県平民 関源四 信濃国北安曇郡池田町村五十六番地／刊行所 長野県北安曇郡池田町村四十三番地 信濃出版會社」と作るものがある。これが早い段階のもので、先に掲げたものは改定が施された形であろう。改定の理由は、次に掲げる一連の原文書から察することができる。

まず翻刻届を見てみよう。

翻刻御届

一 三楠実録 中本合巻八冊

明治十六年八月出版

右者島山泰全編輯楠三代ノ事ヲ記載シ、無版權ノ書ニシテ、一切条例ニ背キ候義無之候間、今度翻刻致度、此段御届申上候也。

明治十六年七月廿五日 長野県平民

翻刻人

関源四

信濃国北安曇郡

池田町村五十六番地

内務卿山田顕儀殿

七月二十五日付のもので、内務省への進達のためにまず県に提出された。次の文書は、この文書について上申妥当の旨具申した県内部の文書である。

明治十六年乙曇一九七号

立案八月八日 決議八月十日 施行八月十一日

令 庶務課〔印〕 主務 御用掛原順之助〔印〕

書記官 庶務掛